

## 「家庭教育支援チーム」の登録制度 Q&A

平成28年5月

Q1. 「家庭教育支援の取組」とは、どのような取組を指すのでしょうか。

A1. 子供だけでなく、保護者を主な対象に含んだ内容であることを想定しています。家庭教育とは、父母その他の保護者が、子供に対して行う教育のことであり、家庭教育支援は、家庭教育を行う主体である保護者に対する支援(学習機会、情報、交流の場の提供や相談対応等)を指します。

Q2. チームとして登録するとどのようなメリットがありますか。

A2. チームとして登録すると次のようなメリットがあります。

- ・文部科学省ホームページへチーム紹介等を掲載し、全国へ向けて情報を発信します。
- ・文部科学省が提供する家庭教育支援チームロゴマークを使用することができます。
- ・文部科学省から家庭教育支援に関する情報・資料等を提供します。
- ・必要に応じて、チーム同士の意見交換の機会を開催します。

Q3. 登録手続を教えてください。

A3. 登録を希望するチームは、活動している市区町村の家庭教育支援担当者へ申込み様式を提出します。市区町村の担当者は、都道府県の担当者を経由して(指定都市の場合は直接)、文部科学省へ提出します。まずは市区町村の担当者へ御相談ください。

Q4. 登録募集はいつ行われますか。

A4. 文部科学省では、随時、登録申請を受け付けます。基本的には、文部科学省に申込み様式が到着した翌月に、登録完了のお知らせとホームページへの掲載を行います。

Q5. 登録チームは全て文部科学省ホームページで紹介されるのでしょうか。

A5. 登録チームは全て紹介する予定です。登録申込み様式を文部科学省ホームページに掲載します(非公表情報は除く)。なお、様式の内容以外にもアピールしたい内容(チームのリーフレットなど)があれば、別添として電子ファイルを御提出ください。内容等を確認し、対応可能な範囲で追加掲載します。

Q6. 登録要件に例示されている具体的な取組内容のうち、1つの取組しか行っていない場合でも、登録チームとして認められますか？

A6. 認められます。例示のいずれかの活動を通して、保護者等に対する家庭教育支援を行っているチームを対象として想定しています。より具体的な事例は下記のとおりです。

・保護者への学びの場の提供

家庭教育学級の企画・運営, 家庭教育に関する地域の情報発信 など

・地域の居場所づくり

子育てサロンの開催, 親子参加での講座の企画・運営 など

・訪問型家庭教育支援

公民館や学校の空き教室など身近な場所での相談対応, 家庭訪問による相談対応 など

Q7. 登録要件に「継続的な取組を行うものであること」とありますが、継続的とはどの程度を指しますか？

A7. 取組内容が、年に1回程度の単発のイベント開催だけではなく、複数年度にわたって家庭教育支援の取組を行っている又は行おうとしていることが必要です。

Q8. 登録期間について、一度登録すると、何年間有効ですか？

A8. 登録期間は、登録日から翌々年度の3月31日までです。

例) 平成28年9月1日に登録した場合、平成31年3月31日(平成30年度末)まで。

平成30年2月1日に登録した場合、平成32年3月31日(平成31年度末)まで。

Q9. 子育てサークルのような既存の団体を、チームとして登録することはできますか？

A9. 活動内容が、グループ内で完結するような内輪のサークル活動ではなく、地域における家庭教育支援に資する活動である場合は、登録することができます。

Q10. おやじの会のような団体を、チームとして登録することはできますか？

A10. 登録要件を満たしている場合は、登録することができます。

Q11. 都道府県等主催の支援人材養成講座修了後、自主的なグループを組織して活動している場合は、チームとして登録することができますか？

A11. 登録要件を満たしている場合は、登録することができます。

◆その他、不明な点は、文部科学省家庭教育支援室(03-6734-3467)へお問い合わせください。